

米子市地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の令和4年度修正案の概要

1 修正理由

国や鳥取県の関係法令及び計画等の修正や実災害からの教訓及び本市の災害特性などを踏まえ、本計画の実行性を高め、総合的かつ計画的に防災活動を推進するため所要の修正を行うものである。

2 主な修正概要

(1) 国・県の関係規則の修正を踏まえた修正

○災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者に関する変更

＜共通対策計画 第3章第8節関係＞

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成について自治体に努力義務とされたことから、関連する記載の見直しを行った。

(2) 災害対応の実情を踏まえた見直し修正

○災害時における広報・連絡手段、各種判断基準等に関する変更

＜共通対策計画 第3章第4節関係ほか＞

災害に関する広報や連絡に用いる手段等、実情にあわせた内容にするとともに、判断基準に用いる情報の記載について見直しを行った。

(3) 機構改革に伴う修正

○米子市災害（水防）対策本部編成に関する変更

＜共通対策計画 第3章第3節関係ほか＞

機構改革等により変更が生じた本市の現行体制にあわせて、班体制・名称等の見直しを行った。

(4) その他の修正

○資料編のページ番号について、通し附番をあらため資料ごとの附番とした。